

第 3 章

災害応急対策

第 1 節 活動体制の確立

第 1 項 県災害警戒本部

1 県災害警戒本部の設置

県においては，奄美市，龍郷町に大雨洪水警報が発表された平成23年9月25日21時24分から職員を招集して情報連絡体制に入り，同日22時には，大島地方災害警戒本部を設置し，災害発生の際に当たった。

2 情報連絡体制での対応

(1) 気象情報の収集・伝達

気象情報はウェザーニューズの気象端末でレーダーアメダスの解析雨量を監視し，鹿児島地方気象台が発表する府県気象情報や土砂災害警戒情報，河川洪水等は防災情報提供装置により収集し，関係市町村，消防，大島支庁等へ防災行政情報ネットワークシステムで伝達した。

(2) 被害情報収集

各市町の情報収集

大島支庁からの電話やFAX，メールなどによる報告を取りまとめた。

また，市町村へ直接問い合わせるなどして正確な情報収集に努めた。

ライフラインの被害情報

停電情報については，九州電力鹿児島支社からのFAX等により報告を受けた。

公共施設被害や農業被害等

公共施設や農業，商工業等の被害については，庁内関係課が情報収集した。

(3) 報道発表等

各市町村の被害や，ライフライン被害，庁内主管課が情報収集した公共施設等被害状況等を危機管理防災課が取りまとめ，青潮会へ記者発表し，県ホームページでも公表した。

同発表は，9月26日8時30分現在の発表を最初に，10月12日9時現在まで，合計18回行った。

第 2 項 県水防本部

平成23年9月25日21時24分，鹿児島地方気象台名瀬測候所から奄美市及び龍郷町に大雨洪水警報が発表されたため，県は水防待機を開始し，鹿児島地方気象台と連絡を緊密にし，大島支庁建設部やその他関係機関に警報について通報し，水防について万全を期するよう指示した。また，大島支庁建設部やその他関係機関から情報を収集し，関係機関への通報を行った。

第 3 項 市町村災害警戒本部及び災害対策本部

今回の災害では，奄美大島本島の2市町において災害警戒本部及び災害対策本部を設置し，災害の予防及び応急対策を行った。

なお，各市町の設置状況については，次表のとおりである。

市 町 村	警 戒 本 部	対 策 本 部
	設 置	設 置
奄 美 市	9/25 22:00	9/25 23:15
龍 郷 町	9/25 22:00	9/25 22:30

第 2 節 避難勧告，指示の発令

今回の豪雨災害で，奄美市が 1 世帯 6 名に避難指示を，奄美市・龍郷町が260世帯533名に避難勧告を発令した。

1 避難指示

市町村名	地区名	発令日時	避難対象者数	
			世帯	人数
奄美市	笠利町喜瀬	9/26 1:10	1	6
合計			1	6

2 避難勧告

市町村名	地区名	発令日時	避難対象者数	
			世帯	人数
奄美市	笠利町手花部	9/26 1:40	6	8
龍郷町	龍郷地区	9/25 22:30	119	252
	瀬留地区	9/25 22:30	114	239
	加世間	9/26 6:30	21	34
合計			260	533

第3節 通行規制

今回の大雨に起因する国道・県道の通行規制総箇所数は8箇所、ピーク時の平成23年9月26日には全面通行止め6箇所、片側交互通行2箇所の規制を行った。

奄美大島北部を中心に、冠水、土砂流出、法面崩壊が発生し、特に国道58号の奄美市名瀬浦上では土石流の流入により通行止めが発生し、復旧までに4日間を要した。



国道58号 奄美市名瀬浦上地内



主要地方道名瀬竜郷線 奄美市名瀬大熊地内

第4節 第十管区海上保安本部の活動

第1項 救助体制の確立

平成23年9月25日22時20分 気象庁防災情報提供装置により奄美大島名瀬で時間雨量120ミリを観測，26日明け方にかけて時間雨量70ミリの非常に激しい雨の降る恐れがあるとの情報を入手した。各種災害の発生が予想されたことから，巡視船艇等を発動するとともに，同日23時30分 第十管区海上保安本部，奄美海上保安部，古仁屋海上保安署に「奄美大島集中豪雨警戒配備」を発令し，豪雨災害に係る救難即応体制を確立した。

第2項 救助活動等

1 対応（活動状況）

- (1) 巡視船艇3隻により救難即応体制を執る。
- (2) 26日8時10分 巡視船こしきが笠利湾到着
- (3) 26日13時 巡視船はやとが笠利湾到着。飛行準備

2 救助（搬送）等状況

市町村等からの要請なし

3 被害状況調査

県大島支庁建設部建設課職員1名を同乗の上航空機（ヘリ）により26日14時40分から26日16時10分にかけて上空からの被害状況調査を実施し，関係機関への情報提供を行った。

4 勢力

- (1) 25日 巡視船艇3隻
- (2) 26日 巡視船艇5隻，航空機1機
- (3) 27日 巡視船艇5隻，航空機1機

* 期間中延べ巡視船艇13隻，航空機2機が出動

5 その他

27日8時45分「奄美大島集中豪雨警戒配備」を解除

主な対応状況

日付	時間	実際に実施した対策
9/25	23:30	第十管区海上保安本部，奄美海上保安部，古仁屋海上保安署に「奄美大島集中豪雨警戒配備」発令
9/26	14:40	県大島支庁建設部建設課職員 1 名を同乗の上航空機（ヘリ）による上空からの被害状況調査を実施
9/27	8:45	「奄美大島集中豪雨警戒配備」解除

第5節 警察の活動

第1項 警備体制の確立

平成23年9月25日午後9時24分、奄美市及び龍郷町に大雨洪水警報が発表されたことから、同日午後10時5分、警備部長を長とする「県警察災害警備本部」を設置した。

第2項 警備活動

1 奄美警察署

- (1) 奄美警察署部隊地域課長以下13人は、奄美市名瀬浦上町及び戸口地区等の冠水現場に出動し、交通規制を実施した。
- (2) 奄美警察署部隊地域課長以下13人は、奄美市名瀬浦上町の「タイヨー浦上店」において、同所に集まった避難者約150人の避難所(朝日小学校)への避難誘導活動を実施した。
- (3) 奄美警察署員3人は、龍郷町屋入の土砂崩れ現場及び奄美市笠利町芦花部の冠水現場等に出動し、交通規制を実施した。
- (4) 奄美警察署笠利駐在所員は、奄美市笠利町手花部の床上浸水現場に出動し、救助活動及び避難誘導活動を実施した。
- (5) 奄美警察署部隊交通課長以下9人は、龍郷町秋名地区の床上浸水現場に出動し、交通規制及び秋名地区住民の避難誘導を実施した。
- (6) 奄美警察署員は、警察署管内の行政機関と連携し、被害状況調査活動及び住民の安否確認活動を実施した。

2 瀬戸内警察署

瀬戸内警察署員は、警察署管内の行政機関と連携し、被害状況調査活動及び住民の安否確認活動を実施した。

主な対応内容

日付	時間	災害警備活動
9/25	22:05	警備部長を長とする「県警察災害警備本部」設置
	22:47	奄美警察署部隊地域課長以下13人は、奄美市名瀬浦上町の冠水現場に出動し、交通規制を実施
	23:05	奄美警察署員3人は、龍郷町屋入の土砂崩れ現場に出動し、交通規制を実施
	23:16	奄美警察署員3人は、龍郷町屋入から奄美市笠利町芦花部付近の冠水現場に転進し、交通規制を実施
	23:20	奄美警察部隊地域課長以下13人は、奄美市名瀬浦上町の「タイヨー浦上店」において、同所に集まった避難者約150人の避難所(朝日小学校)への避難誘導を実施
9/26	0:20	奄美警察署笠利駐在所員は、奄美市笠利町手花部の床上浸水現場に出動し、救助活動及び避難誘導活動を実施 (床上浸水家屋から被災者2人を救助)
	1:20	奄美警察署部隊交通課長以下9人は、龍郷町秋名地区の床上浸水現場に出動し、交通規制及び秋名地区住民の避難誘導を実施
	1:30	奄美警察署部隊地域課長以下13人は、奄美市名瀬浦上町から龍郷町戸口の冠水現場に転進し、交通規制を実施
	3:00	奄美警察署部隊地域課長以下13人は、龍郷町戸口から龍郷町赤尾木の冠水現場に転進し、交通規制を実施

第6節 大島地区消防組合の活動

大島地区消防組合（以下「組合」という。）は、奄美市，喜界町，龍郷町，瀬戸内町，大和村及び宇検村の1市3町2村で構成されている。

今回は，平成22年10月に発生した奄美豪雨で被害を受けた爪痕が複数箇所残っている中，奄美北部を中心とした豪雨にみまわれ，奄美豪雨の恐怖をよみがえらせるに十分なものだった。

平成23年9月25日の奄美付近においては，高気圧周辺からの湿った空気の流入により，大気の状態が非常に不安定になっており，25日夜のはじめころから26日未明にかけ管内北部を中心に激しい雨が降り，被害が相次いで発生した。

特に奄美市名瀬では，25日22時30分までの1時間に88.0ミリと9月の日最大1時間降水量の観測史上（1897～）2位となる猛烈な雨を観測したほか，25日夜遅くには奄美市名瀬付近，奄美市笠利付近，龍郷町付近で解析雨量が120ミリ以上の記録的な大雨となった。

また，25日15時の降り始めから26日24時までの降水量は，奄美市笠利で385.0ミリ，奄美市名瀬で355.5ミリを観測した。

名瀬署管内において21時20分頃から警戒活動，災害調査を実施する。奄美市名瀬の北部に位置する浦上地区で土砂崩れ，道路の冠水により住民や自動車の孤立が発生するが，職員で避難誘導・救出活動にあたる。

その後被害状況は，奄美市，龍郷町においてますます拡大の一途をたどり，崖崩れ，道路冠水等の通報が相次ぎ入る。

25日22時には，奄美市，龍郷町，大島支庁で災害警戒本部が，当組合で豪雨災害対策警戒本部が設置され，23時15分に災害対策本部・豪雨災害対策警備本部に切り替わり，23時30分に週休者を招集し警戒配備にあたる。

龍郷分署管内においては，25日20時9分，平成22年の奄美豪雨後に町内斜面崩壊危険区域を対象に構築された県の自動通報システムにより，浦地区に警報が発令された。20時45分には龍郷町総務課長等の指示により，浦地区の避難勧告を開始した。

21時10分に非番職員を招集し警戒を強めるが，一時期は国道の複数の道路冠水により分署が孤立した状態となり，現場へ行けない事案が多数発生し，隣接市の笠利分署や消防団・役場職員への連絡・指示で対応せざるを得ない状況であった。

笠利分署管内においては，25日23時頃から未明にかけ雨足が激しくなり，河川の氾濫，崖崩れ等が相次ぐこととなる。23時23分に笠利支所災害対策本部を設置し，23時35分に職員を招集したほか全分団に警戒活動にあたらせた。

- 1 25日奄美市名瀬浦上地区の山裾にある遊技場と隣接する店舗に約150名，付近飲食店に17名の客・従業員が孤立するが，消防団の車両・路線バス等により付近公民館（その後中学校）まで避難誘導活動を行う。
- 2 25日21時59分頃龍郷町手広海岸付近で川に車が孤立する事故が発生するが，龍郷分署からは道路冠水の為現場には行けず，笠利分署から出場することとなる。到着時には自力で脱出済みであった。
他にも多数の救出要請があったが，救急車・消防車が交通事故現場へ向かった際，孤立することになり，また，分署前も冠水していた為現場へ向かえず，団員及び付近住民に頼らざるを得ない状況であった。

3 25日23時58分に龍郷町加世間集落にて裏山から土砂と水が流れ込み，80代夫婦と三男の3名が倒壊した家屋に閉じこめられるが，26日0時40分頃消防団と付近住民により救出される。救出された3名のうち1名は，低体温症等の為病院搬送の必要があった。

しかし，崖崩れや橋の流出により陸路での搬送が不可能な状況であった為，1時27分に海上保安部に海上輸送の手配を依頼するが，3時5分に診療所医師により死亡確認となった。

4 笠利分署管轄内においては，第3配備招集を行い警戒体制をとり，住民への広報活動及び警戒監視活動を実施する。崖崩れ等の被害は発生したものの，幸い人的被害は発生しなかった。

5 出場件数・出場人員の状況

		災害・警戒出動（職員）				災害・警戒出動（団員）			
		25日	26日	27日	合計	25日	26日	27日	合計
名瀬	件数	8	2	0	10	3	0	0	3
	人員	22	6	0	28	92	0	0	92
	台数	8	2	0	10	15	0	0	15
笠利	件数	2	4	0	6	5	5	0	10
	人員	6	10	0	16	20	20	0	40
	台数	3	4	0	7	5	5	0	10
龍郷	件数	4	5	1	10	14	14	0	28
	人員	16	19	3	38	127	127	0	254
	台数	4	5	1	10	14	14	0	28
住用	件数	0	1	0	1	0	0	0	0
	人員	0	2	0	2	0	0	0	0
	台数	0	1	0	1	0	0	0	0
大和	件数	0	1	0	1	0	2	0	2
	人員	0	3	0	3	0	5	0	5
	台数	0	1	0	1	0	2	0	2

主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策
9/25	20:08	県より警報 1 回目受理
	20:45	役場総務課長・龍郷分署長へ指示要請（嘉渡公民館）
	20:50	浦地区 第 2 分団浦班による地滑り危険箇所対象地区避難支援活動
	21:00	嘉渡地区 警戒活動開始
	21:10	龍郷分署職員参集
	21:15	県より警報 2 回目受理
	21:24	警戒調査 名瀬工作車
	21:35	龍郷消防団分団長より各班へ連絡体制の確認と警戒活動指示
	21:44	龍郷中勝地区交通事故発生 国道冠水の為現場到着不可 消防団中勝班へ確認要請
	21:45	龍郷町消防団警戒活動指示（防災無線）
	21:48	名瀬上方地区団員招集
	21:54	救助出動 笠利分署（龍郷手広地区で車両が河川に転落 龍郷分署は 道路冠水にて対応不可）現場到着時自力脱出済み。 （大人 2 人，子供 3 人）
	22:00	大島支庁，奄美市 災害警戒本部設置
	22:00	当組合，龍郷町 災害警戒本部設置
	22:00	救助・避難誘導及び土嚢作業 ～（道路冠水による孤立車両からの救出 2 台 5 名）
	1:30	（店舗 2 ヲ所での孤立者約 150 名及び 17 名）
	22:05	落雷により無線中継局被害（龍郷～指令室間 不明瞭） 以降龍郷分署管内より通報多数
	22:30	海上保安部へ事前連絡（冠水により陸上搬送不可の場合，海上搬送の 依頼をする可能性あり）
	23:15	奄美市災害対策本部設置
	23:15	当組合豪雨災害対策警備本部設置
	23:52	名瀬署第二配備招集
	23:58	龍郷加世間集落土石流発生逃げ遅れあり 消防団手広班対応
	9/26	0:37
0:53		龍郷秋名集落で河川決壊 付近住民は避難済み
1:27		海上保安部へ搬送要請（加世間集落現場のうち 1 名）
1:48		名瀬署 車両 2 台で浦上地区警戒巡視実施（～ 3:01）
3:05		加世間集落傷病者（1 名）の死亡を確認（診療所医師）
3:16		海上保安部へ搬送要請取消し
6:30		消防団一時解散
12:00	名瀬署第二配備招集解除	
23:03	洪水警報発表（名瀬測候所）	
9/27	2:20	洪水警報解除（名瀬測候所）
	7:20	全警戒解除（鹿児島地方气象台）
	7:41	全警報解除（名瀬測候所）
	7:41	奄美市災害対策本部解散
	8:00	当組合警備本部解散

第7節 日本赤十字社鹿児島県支部の活動

第1項 救援体制の確立

奄美大島での大雨の情報を受け、平成23年9月26日9時に「日本赤十字社鹿児島県支部災害警戒本部」を設置し、情報収集にあたり救援体制を整えた。

第2項 救援物資

日赤奄美市地区、大島地区、龍郷町分区から情報を入手し、要請を受けた救援物資の補充について対応した。

今回使用した救援物資は次表のとおりである。

品名	毛布	緊急セット	見舞品セット	タオルケット	ブルーシート
数量	735	284	289	288	285

第3項 奉仕団による非常炊出

発災直後から龍郷町赤十字奉仕団が非常炊出を実施した。

主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策
9/26	9:00	日本赤十字社鹿児島県支部災害警戒本部を設置し情報収集を開始
	9:30	日赤奄美市地区、大島地区と連絡を取り被害状況を確認
	15:00	日赤大島地区より連絡を受け、龍郷町で使用する救援物資の補充分を準備 毛布 160、緊急セット 168、見舞品セット 170、タオルケット 170、ブルーシート 170
9/27	13:50	日赤大島地区と連絡を取り、龍郷町で配布する救援物資の追加送付を決定 毛布 340、緊急セット 30、見舞品セット 25、タオルケット 25、ブルーシート 30

第 8 節 災害救助法の適用

第 1 項 災害救助法の適用

災害の発生以降，各市町から県に報告された被害状況報告に基づき，災害救助法の適用基準に達した龍郷町に対して，災害救助法の適用を決定した。

(法適用日：平成23年9月25日)

(1) 災害救助法の適用状況

(住家滅失世帯数は，全壊 1，半壊 1 / 2，床上浸水 1 / 3 換算)

区 分	被害程度(世帯)			住 家 滅 失 世 帯 数	人 口 (平成22年国調)	法 適 用 基 準 滅 失 世 帯 数	適 用 根 拠
	住家 全壊	住家 半壊	床上 浸水				
龍 郷 町	4	120	61	84	6,078	40	令第 1 条 第 1 項 第 1 号

(2) 災害救助の主な救助種目の実施状況

区 分		龍郷町
避難所の設置	設置数(最大)	22 箇所
	収容延人員	210 人
	開設期間	9/25 ~ 10/11
仮設住宅(民間賃貸)の提供		2 世帯
炊出し等の 食品の給与	延給食数	180 食
	実施期間	9/25 ~ 10/11
飲料水の供給		— 世帯
被服寝具等生活必需品の給与		243 世帯
住宅の応急修理		89 世帯
学用品の給与	教科書・教材	18 人
	その他学用品	39 人
	計	57 人
障害物の除去		— 世帯

(3) 災害救助に要した経費（国庫補助対象分）（平成24年2月29日現在）

種目別区分	員数	単価(円)	金額(円)
1 救助業務に要した経費			35,104,803
(1) 収容施設供与費			1,874,833
避難所設置費	312	634	197,933
民間賃貸住宅貸与費		838,450	1,676,900
(2) 炊出しその他による食品給与費	60	1,366	81,977
(3) 被服寝具等生活必需品給与費	243	8,064	1,959,630
(4) 医療			
(5) 住宅の応急修理	89	347,956	30,968,081
(6) 学用品の給与費	39		220,282
小学校児童	19	5,587	106,154
中学校生徒	10	6,192	61,923
高等学校生徒	10	5,220	52,205
(7) 死体の搜索費			
(8) 障害物の除去費			
(9) 輸送費			
2 救助事務に要した経費			1,588,000
合計			36,692,803

第2項 小災害り災者に対する援護措置の適用

鹿児島県の『小災害り災者に対する援護措置要綱』に基づき、災害により被害の程度が災害救助法を適用するに至らなかった奄美市に対して、法外援護措置として、被服寝具その他生活必需品等を支給した。

(1) 『災害救助法』及び『小災害り災者に対する援護措置』の適用状況

(住家滅失世帯数は、全壊1、半壊1/2、床上浸水1/3換算)

区分	被害程度(世帯)			住家滅失世帯数	人口 (平成22年国調)	適用基準滅失世帯数(世帯)	
	住家全壊	住家半壊	床上浸水			災害救助法	小災害り災者に対する援護措置
奄美市	0	0	82	27	46,121	60	25

(2) 法外援護の実施状況及び援護に要した経費（県費）

(単位：世帯，円)

区分	床上浸水	
奄美市	77	452,469

第3項 法に基づく災害弔慰金の支給

『災害弔慰金の支給等に関する法律』に基づき、災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金を支給した。

法に基づく災害弔慰金の支給実績

(単位：人，円)

区 分	生 計 維 持 者 (1人当たり5,000千円)		そ の 他 の 者 (1人当たり2,500千円)		計	
	龍 郷 町	1	5,000,000	0		1
計	1	5,000,000	0		1	5,000,000

第4項 県単住家災害見舞金の支給

『鹿児島県災害弔慰金支給要綱』に基づき、住家が全壊した被災世帯のうち災害弔慰金の支給対象世帯を除く世帯主に対して1世帯10万円の見舞金を支給した。

住家災害見舞金の支給実績

(単位：件，円)

市町村名	件 数	支 給 額
龍 郷 町	3	300,000
計	3	300,000

第5項 災害援護資金の貸付

『災害弔慰金の支給等に関する法律』に基づき、法で定める貸付要件に該当する被災世帯の世帯主に対して、生活の建て直しに資するため、龍郷町において援護資金が貸し付けられ、県は当該町に対して、これに要する資金の貸付を行った。

災害援護資金の貸付実績

(単位：件，円)

市町村名	件 数	貸 付 額
龍 郷 町	2	2,900,000
計	2	2,900,000

第9節 感染症予防，食品衛生対策

第1項 防疫活動

1 被害状況の把握

今回の災害は，感染症の発生しやすい時期であったことから，被災地域の防疫活動は，迅速，かつ万全を期して行う必要があった。

このため，災害発生と同時に県は保健所を通じ関係市町と緊密な防疫活動情報の収集を行った。

2 消毒薬等の確保

被害が広域的かつ甚大であり，大量の消毒薬の確保が必要であったことから，県では，保健所を通じて，市町の備蓄状況の把握等を行った。

3 市町に対する指導・指示及び支援

県は災害発生時に保健所を通じ，市町に対し次の指示を行った。

被災状況を的確に把握し，効果的な計画による対応を行うこと。

被災住民に対し，次のような防疫上の広報活動を行うこと。

ア 生水の飲用禁止

イ 手洗いの励行

ウ 下痢及び腹痛等の症状のある者の医療機関受診

被災家屋の消毒等の実施

ア 床下及び床上浸水家屋の速やかな消毒の実施

イ 防疫必携の規定に準じた消毒方法による消毒

ウ ねずみ族，昆虫等の駆除

4 感染症予防事業費県費負担金の対象市町及び金額（見込み）

市町村名	県負担金額（円）
奄美市	101,905
龍郷町	89,500

第2項 食品衛生対策

食品衛生営業関係施設の被害による食品衛生上の危害の発生を防止するために，汚染された食品や停電により腐敗・変敗した不良食品などを排除するとともに，施設内を清掃消毒するよう指導した。

また，公民館等での炊き出し等に対する衛生指導とともに，手洗い消毒の励行，食器，調理器具の洗浄消毒，食品の衛生的な取扱い及び使用水の衛生管理について指導を行い事故の発生を防止した。

第 10 節 ごみの除去

今回の豪雨災害では、奄美市及び龍郷町で、粗大ごみや家電製品、可燃物、不燃物等の災害廃棄物が大量に発生した。

両市町では、発生した災害廃棄物を仮置き場に一時保管後、平成23年11月までに全ての処理を終えた。

被災市町村の災害廃棄物処理状況

市町村名	災害廃棄物量 (kg)	ごみ処理費(千円)
奄美市	104,000	3,652
龍郷町	370,380	14,725

第 11 節 被災商工業者に対する相談窓口の設置

被災中小企業者等の災害復旧と経営安定を図るため、9月28日に、保証機関に対して相談窓口の設置を依頼するとともに、被災した中小企業者からの金融相談に対応するための相談窓口を、商工労働水産部経営金融課に設置した。

また、県商工会連合会等の関係商工団体に対しても、9月28日に、経営・金融支援のための相談窓口の設置など、きめ細やかな経営支援を依頼した。

第 1 2 節 文教関係

児童生徒の教科書の確保

児童生徒の教科書の被害について実態を調査し，被災状況を把握すると共に，授業に影響を及ぼさないように努めた。

1 公立小中学校

教科書の給与状況及び被災児童生徒は次のとおりである。

なお，これらの教科書の給与については，10月中に完了した。

(H 23.10.20最終)

区 分		児童生徒数						給与冊数		
		小		中		計		小 (冊)	中 (冊)	高 (冊)
		学 校 数 (校)	児 童 数 (人)	学 校 数 (校)	生 徒 数 (人)	学 校 数 (校)	生 徒 数 (人)			
用 災 市 害 町 救 村 助 法 適	龍郷町	3	11	3	6	6	17	83	40	7
合 計		3	11	3	6	6	17	83	40	7

2 公立高等学校

公立高等学校に在籍する生徒で被害に遭い，教科書の補給を受けたものは次表のとおりである。

なお，これらの教科書の給与については，10月中に完了した。

(H 23.10.20最終)

学 校 名	生徒数(人)	冊 数(冊)
大 島	1	7
合 計	1	7

第 1 3 節 ボランティアの活動

建設業関係団体の活動

平成22年10月の豪雨災害で堆積した土砂を除去し、正常な流下能力の確保を図る為、県では河川防災工事により9河川、総延長3,160m、堆砂量22,000m³の除去を行っていたが、平成23年9月に観測史上例のない降雨に再度見舞われ、大美川、秋名川、戸口川等の周辺家屋や地域に浸水被害が発生するとともに、大量の土砂が堆積した。

これに関して、県では緊急応急工事による堆積土砂の除去に取り組んでいたものの、堆積土砂の多さに苦慮していたが、(社)鹿児島県建設業協会奄美支部が新たな災害を未然に防ぐため、土砂除去のボランティア活動を行い、10トンダンプ換算で1,580台分の土砂除去を行った。

平成23年9月奄美北部豪雨災害に伴う堆積土砂の除去状況

河川名	箇所名	数量(m ³)
大美川	大島郡龍郷町戸口地内	809
秋名川	大島郡龍郷町秋名地内	523
戸口川	大島郡龍郷町戸口地内	330
宮久田川	奄美市笠利町喜瀬地内	166
芦花部川	奄美市名瀬芦花部地内	979
浦上川	奄美市名瀬浦上地内	831
知名瀬川	奄美市名瀬知名瀬地内	1,109
金久田川	奄美市住用町城地内	413
川内川	奄美市住用町川内地内	2,200
住用川	奄美市住用町神屋地内	1,320
合計		8,680

≒1,580台分

※提供:社団法人鹿児島県建設業協会奄美支部



重機による河川堆積土砂の積み込み・搬出状況

(参考) 災害応急対策時における県の主な対応内容

【危機管理局】

日付	実際に実施した対策	関係課
9/25	大雨洪水警報発表に伴い情報連絡体制 大島地方災害警戒本部設置 気象情報及び被害情報の収集	危機管理防災課
9/26	被害状況の定時発表開始	危機管理防災課

【保健福祉部】

日付	実際に実施した対策	関係課
9/27	災害救助法の適用を決定（適用日：9月25日） ・ 龍郷町（災害救助法施行令第1条第1項1号）	社会福祉課

【商工労働水産部】

日付	実際に実施した対策	関係課
9/28	・ 保証機関に相談窓口の設置を依頼 ・ 商工水産労働部経営金融課に相談窓口を設置 ・ 県商工会連合会等の関係商工団体に、相談窓口の設置など、きめ細やかな経営支援を依頼	経営金融課 経営金融課 商工政策課

【農政部】

日付	実際に実施した対策	関係課
9/28	農業協同組合に対する要請 被災者に対する貯金の払戻，貸出金の返済猶予や共済金の支払，共済掛金の払込猶予等に関し，適切な措置を講ずるよう要請	農業経済課

